

一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会と称する。

- 2 一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会及びこの法人が運営する福島県医療福祉情報ネットワークシステムの愛称をキビタン健康ネットと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、福島県の医療・福祉情報ネットワークの環境の整備と利活用を進め、医療の質や安全性の向上を図り、患者中心の地域医療・福祉の向上に貢献することを目的とする。また、県内各地で各々運用されているシステムとの連携を図りながら、情報の共通基盤の構築を図る。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療福祉情報の施設内電子化を促進する事業。
- (2) 医療福祉情報の施設間共有を促進する事業。
- (3) 医療福祉情報ネットワークに関する研究を促進する事業。
- (4) 医療福祉情報ネットワークに関する技術開発や産業を支援する事業。
- (5) 医療福祉情報ネットワークを利用した疫学や社会提言に関わる事業。
- (6) 国内の地域医療福祉ネットワークと共同し互いの発展に貢献する事業。
- (7) 医療福祉情報ネットワークの長期運営に寄与するビジネスモデルに関する事業。
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は次の5種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する施設及び団体。
- (2) 事業会員 この法人の目的に賛同して第4条の事業に参加する団体等。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同しその達成に協力する個人及び団体等。
- (4) 特別会員 この法人の目的に賛同し且つこの法人が必要と認める行政機関、学識経験者等の個人又は団体の中で、理事会が推薦し代議員会で承認された者。
- (5) 名誉会員 この法人の発展に功績が顕著な者の中で、理事会が推薦し代議員会で承認された者。

(入会)

第7条 この法人の正会員、事業会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の申込用紙に必要事項を記載し申し込みのうえ、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 正会員、事業会員及び賛助会員は、この法人の事業活動の費用に充てるため、別に定める会費規則に従い、会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条により退会したとき。
 - (2) 年会費の納入を連続して2年間怠ったとき。
 - (3) 会員である個人が死亡し又は破産手続きの開始決定を受け若しくは後見開始の審判を受けたとき。
 - (4) 会員である団体が破産手続きの開始決定を受け又は解散したとき。
 - (5) 第11条により除名されたとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員会の決議によっ

て当該会員を除名することができる。

(1) この定款又はその他この法人が定める規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第3章 代議員

(代議員の員数その他)

第12条 この法人に、代議員を置き、その員数は理事会が別に定める。

2 前項の代議員をもって法人法上の社員とする。

3 代議員は、この法人の役員を兼ねることができない。

(代議員の任期)

第13条 代議員の任期は、選出後最初の定時代議員会開催日より、2年後の定時代議員会開催日の前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて代議員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。

3 代議員の任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。

(代議員の選出)

第14条 代議員は、理事会が別に定めるところにより、選出するものとする。理事又は理事会は、3項の場合を除き、代議員を選出することはできない。

2 前項の選出において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。

3 代議員に欠員を生じたときは、理事会が別に定める選出母体より後任の代議員を選出する。

4 任期の途中で後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員の資格の喪失)

第15条 代議員は、辞任届を提出することにより、いつでも代議員を辞任することができる。

2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の

2以上の決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。

- 3 代議員は、前2項の規定による代議員の資格の喪失の他、第10条第1項の規定による会員資格の喪失により代議員の資格を失う。

第4章 代議員会

(代議員会)

第16条 代議員会は、代議員をもって組織し、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 代議員会を法人法上の社員総会とする。

(定時代議員会及び臨時代議員会)

第17条 代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

- 2 定時代議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集しなければならない。
- 3 臨時代議員会は、必要がある場合に、理事会の決議を経て、理事長が招集する。ただし、5分の1以上の代議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時代議員会招集の請求があったときは、理事長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。
- 4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、書面または電磁的方法をもって開催日の1週間前までに代議員に発しなければならない。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第18条 代議員会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選定する。
- 3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。
- 4 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。

(議長及び副議長の職務と報酬)

第19条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し議事を整理し会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 議長及び副議長の報酬については、第30条第3項を準用する。

(議決権)

第20条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(代議員会の任務)

第21条 代議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解職
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会費に関する事項
- (8) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(代議員会の定足数及び決議)

第22条 代議員会の定足数は、代議員の過半数の出席とする。

2 決議については、出席した代議員の過半数をもって行う。ただし、次の決議は代議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 代議員の資格の喪失
- (2) 監事の解職
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代議員会の議事規則)

第23条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、理事会が別に定める。

第5章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 3人
 - (3) 理事 7人以上15人以内
 - (4) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の代表理事とし、副理事長をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選任する。役員を選任に関する規則は理事会が別に定める。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事及び職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解職)

第29条 理事及び監事は、いつでも、代議員会の決議によって解職することができる。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対しては、報酬は支給しない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、代議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

(役員の実任免除)

第31条 この法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 この法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事である理事長や副理事長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたと

きを除く)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(設置)

第40条 この法人の会務を円滑に実施するため、理事会が各種委員会を設置することができる。

2 委員会の任務及び構成に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(経費)

第41条 委員会の活動にかかる経費は、この法人が負担する。ただし、委員は無報酬とする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類は、定時代議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 前項の規定により報告され又は承認を受けた書類のほか、監査報告書を5年間、また、定款及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

（剰余金）

第44条 この法人は、社員、役員及びその他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第9章 基金

（基金の拠出）

第45条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

（基金の募集）

第46条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議によるものとする。

（基金拠出者の権利）

第47条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

（基金の返還）

第48条 基金の返還は、定時代議員会の決議に基づき、法令に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

- 2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

（代替基金の積立）

第49条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第 1 0 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 5 0 条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 5 1 条 この法人は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 5 2 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 1 章 事務局

(設置等)

第 5 3 条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他職員を置く。
- 3 事務局長その他職員は、理事長が選任し、解任することができる。
- 4 事務局長は、理事会に出席し理事又は監事からの求めに応じ、必要な説明をしなければならない。
- 5 事務局長その他職員の報酬等については、理事長が別に定める。

第 1 2 章 補則

(委任)

第 5 4 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。
住所 福島県会津若松市宮町 6 番 4 1 号
氏名 高谷雄三

住所 福島県郡山市方八町2丁目17番17号
氏名 星 北斗

3 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事の氏名は、次のとおりとする。

(1) 設立時理事

氏名 金子 振
氏名 鈴木啓二
氏名 高橋京子
氏名 高谷雄三
氏名 竹之下 誠一
氏名 星 北斗
氏名 本間達也
氏名 町野 紳

(2) 設立時代表理事（理事長）

氏名 高谷雄三

(3) 設立時監事

氏名 工藤祐光
氏名 島貫英二

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらずこの法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

以上、一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

平成26年8月29日

設立時社員

氏名 高谷雄三
氏名 星 北斗

5 この定款は、平成27年10月13日に一部変更し、平成27年10月13日より施行する。

6 この定款は、平成30年6月27日に一部変更し、平成30年6月27日より施行する。